

身体拘束等適正化のための指針

1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の廃止に向けた意識をもって、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

2 身体拘束適正化委員会

身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて、虐待防止委員会内にて行います。

(1) 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。また、実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は一年に一回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

身体拘束適正化のための職員研修

- ・職員に対して身体拘束適正化のための研修を定期的実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法や、身体拘束発生時の対応等に関する基本方針

(1) 身体拘束禁止の基準

サービスの提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため、急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

- ①切迫性 : 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

(3) やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

①委員会の実施

委員会を開催し、上記三原則を満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡を取り、身体的拘束実施以外に手立てを講じることができるかどうか協議します。

三原則を満たし、身体的拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、そのうえで身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認する。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行います。

②拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束の三要素に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

③本人・家族への十分な説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束を必要とする際には個別支援計画に記載し、サービス利用者または保護者に同意を得ます。さらに、行動制限の同意書に対する説明を実施します。

身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にサービス利用者または保護者と締結した内容と方向性、サービス利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

5 身体拘束等発生時の対応方針

記録と再検討

記録用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、拘束の必要性や方法、または拘束を用いない方法を逐次検討します。

6 利用者等の対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設にて、指針は利用者及び家族等が確認できるように、ホームページに公表します。

7 その他の必要事項

身体拘束等を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、サービス提供した日から5年間保管することとします。

【お問い合わせ】

新宿区立子ども総合センター 子育て支援課発達支援係

児童発達支援センター（あいあい） 電話：03-3232-0679